

白岡市議会会議規則の一部を改正する規則の概要

1 改正の理由

議会における女性をはじめとする多様な人材の参画を促進する環境整備及び請願における手続の簡素化を図るため、白岡市議会会議規則の一部を改正するものである。

2 改正の概要

(1) 第2条関係

第1項は議会における欠席事由を「事故」としていたものを、「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、具体的に例示するものである。

また、第2項は議会における出産について医学的な知見を踏まえ、欠席期間の範囲を明らかにして、具体的に例示するものである。

(2) 第86条関係

委員会について、第2条関係と同様の改正を行うものである。

(3) 第134条関係

請願における手続の簡素化を図るため、「署名及び押印」から「署名又は記名押印」に改めるものである。

また、請願者が法人の場合について、第2項に規定するものである。

3 施行期日

公布の日から施行する。